

徳島県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社たすき	徳島市南沖洲一丁目七番四七・七号	訪問看護リハビリステーションたすき	徳島市末広一丁目五・一・P i n o 二〇五号室	訪問看護	令和三年五月一日
合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	合同会社麦わら訪問看護ステーション	阿南市那賀川町上福井西ノ口六一番地一スリーブ一〇三号室	同	同
医療法人たかがわ	名西郡石井町石井字石井二三一番地の一	デイサービスベルゲン	徳島市中島田町三丁目六〇番地三	通所介護	同